

## さが有機農業支援対策事業費補助金交付要綱

〔最終改正 平成31年3月18日付園第2511号通知〕

### （趣旨）

第1条 知事は、有機農業の定着と取組拡大を図るため、有機農業に取り組む農業者等（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### （補助対象経費及び補助金額）

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、下表のとおりとする。

区分	対象となる経費	補助金額（定額）
有機農産物	認定申請に係る経費 ・有機農産物の認定に係る認定・審査手数料等が含まれていること ・交通費を含み、宿泊費は除く	上限 5万円
有機加工食品	認定申請に係る経費（当該申請者が認定を受けた有機農産物を原材料とするものに限る） ・有機加工食品の認定に係る認定・審査手数料等が含まれていること ・交通費を含み、宿泊費を除く	上限 5万円

### （補助対象者等）

第3条 補助対象者等は次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 原則として当該年度に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、新規で有機農産物の認定（以下、「認定」という。）を受けた、県内居住の農業者等。
  - (2) 有機農産物の対象作物の認定面積が5a以上の農業者等とする。ただし、有機農産物のうち、特用林産物に分類されるタケノコ、キノコは対象外とする。
  - (3) 対象圃場は、原則として県内にある圃場とする。ただし、県外にある圃場であっても、補助事業者が栽培する圃場がある県内市町と、その圃場がある県外市町村が隣接しており、地域的に一体性があると判断される場合は、実施できるものとする。
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力

団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項に規定する実績報告書(以下「補助金交付申請書等」という。)は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書等の受付期間は、原則として4月1日から2月末日までとする。
- 3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書等を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定にする地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかではない補助事業者については、この限りではない。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付申請書が到達してから、当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日間とする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- 2 補助事業者が、原則として当該年度に既にこの補助金の交付を受けていないこと。ただし、認定機関の都合により認定申請の次年度に認定を受けた場合や、認定機関の事故により当該年度に再度の認定が必要となった場合等、補助事業者の責に帰さない場合に限り、予算の範囲内において当該年度に再度補助金を交付できることとする。
- 3 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(状況報告及び調査)

第6条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付決定を取消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(書類の経由)

第10条 規則又はこの要綱に基づく書類は、園芸課へ提出する。

(その他)

第11条 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

**補助事業者**

郵便番号

住所

氏名

㊞

(団体の場合は団体名及び代表者氏名)

電話番号

平成 年度さが有機農業支援対策事業費補助金交付申請書及び実績報告書

有機農産物の認定申請料の補助を受けたいので、さが有機農業支援対策事業費補助金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

1. 当該年度に登録認定機関により交付された有機農産物等の認定証 (コピー可)
2. 有機農産物認定申請料等の領収書 (コピー可)  
請求書等明細がわかる書類を添付すること
3. 誓約書 (別紙 1)

# 誓 約 書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

平成 年 月 日

住所

（フリガナ）

氏名

㊞

（団体の場合は団体名及び代表者氏名）

生年月日

（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

様式第2号

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

(団体の場合は団体名及び代表者氏名)

平成 年度さが有機農業支援対策事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け園第 号で交付決定及び額の確定の通知があった平成 年度さが有機農業支援対策事業費補助金について、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びさが有機農業支援対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

振 込 先	金融機関名		支店名等	
	預金等種目			
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			